

令和4年度
大学院
教職課程自己点検・評価報告書

令和6年5月

国立大学法人 秋田大学
教職課程・キャリア支援センター

目 次

I 秋田大学の現況	1
II 基準ごとの自己点検・評価	
基準領域1 構成員の合意に基づく主体的な教員養成教育 の取り組み	2
基準領域2 教職を担うべき適切な人材の確保	5
基準領域3 教職へのキャリア・サポート	7
基準領域4 大学教育の一環としての教員養成カリキュラム の運営	9
基準領域5 子どもの教育課題と大学教育との関連づけ	11

- 各領域における項番・基準領域・基準項目について取り組み内容を記し、その評価を実施するものである。

項番	基準領域	基準項目	評点
1	基準領域1 構成員の合意に基づく主体的な 教員養成教育の 取り組み	基準1-1 教員養成教育に対する理念の共有	○ 「教員となり得る人材を養成する」ことを、機関の教育目標のひとつに適切に位置づけるとともに、その理念を構成員が共通理解するための手立てを講じていること
2		基準1-2 教職課程のカリキュラム編成の工夫	○ 一貫性のあるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーのもとに、主体的に教員養成カリキュラムを編成していること
3		基準1-3 教職員の組織体制に関する工夫	○ 教員養成教育を提供するにふさわしい教職員の組織体制を整え、学生の指導にあたること
4		基準1-4 教職課程に対する自律的・恒常的な改善システムの構築と運用	○ 教員養成教育のあり方を恒常的に見直し、改善につなげるシステムを自律的に構築し、運用していること
5	基準領域2 教職を担うべき 適切な人材の確保	基準2-1 教職課程への学生の導入に関する工夫	○ 教職課程（教員養成系大学・学部によっては教員養成課程）において教員養成教育を提供するに際して、将来的に教職を担うにふさわしい人材を対象とすべく必要な手立てを講じること
6		基準2-2 教職課程履修生／教職志望学生への適切な支援と指導	○ 教員養成教育を受けている学生に対して、その折々で適切な支援と指導を行うこと
7	基準領域3 教職へのキャリア・サポート	基準3-1 教職への意欲や適性の把握	○ 教員養成教育を受けている学生の意欲や適性の把握に努めるとともに、教職に向けての適切なキャリア支援を行うこと
8		基準3-2 履修指導を支える組織体制やシステムの充実	○ 教員養成教育を受ける学生が主体的にキャリア形成を行うべく、必要な組織体制やシステムを整えること
9	基準領域4 大学教育の一環としての教員養成カリキュラムの運営	基準4-1 大学としての自律性とスタッフ・教育課程の充実	○ 大学としてふさわしい自律性を持ってカリキュラムを構成し、その中に教員養成教育を適切に位置づけること
10		基準4-2 創造的な課題発見・課題解決を促す修学環境や授業方法の充実	○ 教員養成教育のカリキュラムにおいて、学生自らが創造的に課題を発見し、解決する主体的な学びを構築するような方策を講じること
11	基準領域5 子どもの教育課題と大学教育との関連づけ	基準5-1 学校現場への理解と教育実習の充実	○ 学校現場についての理解を醸成するとともに、その理解に基づく適切な実習プログラムを設定し、運用すること
12		基準5-2 体験の省察・構造化の充実に関する工夫	○ 教員養成教育の中に様々な体験活動を適切に位置づけるとともに、あわせてその体験を省察し、構造化する機会を提供すること
13		基準5-3 教育関連諸機関との連携・協力体制の構築と充実	○ 教員養成教育を提供するに際し、教育関係の諸機関と適切な連携・協力体制を構築し、それを恒常的に改善していること

なお、評価については下記を付す。

- A . . . 十分に実施している
- B . . . 実施している
- C . . . 実施しているが問題・課題がある
- D . . . 実施していない

※Cの場合は問題・課題の詳細内容を付す

(参考) 秋田大学教職課程自己点検・評価実施要項より抜粋

(趣旨)

第1条 この要項は、秋田大学（以下「本学」という。）の教職課程に係る自己点検・評価（教育職員免許法施行規則第22条の8に基づき、実施する点検・評価をいう。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(自己点検・評価の実施にあたっての基本的な考え方)

第2条 自己点検・評価は、次の事項を踏まえて実施するものとする。

- (1) 教職課程の目標及び当該目標を達成するための計画に照らし、その成果を検証すること。
- (2) 客観的な根拠となる資料やデータ等に基づいて実施すること。
- (3) 自己点検・評価により得られた課題の分析等を通じて、教職課程の改善につなげていく活動として位置づけること。
- (4) 大学全体の内部質保証体制の充実に係る方向性と整合したものとするため、また、効率的な自己点検・評価を行うため、学校教育法第109条第1項に基づいて実施する本学の自己点検・評価との関連性を意識すること。

(実施間隔)

第3条 自己点検・評価は、原則として3年に一度実施する。ただし、継続的なデータ収集は毎年度実施する。

(第4条、第5条 省略)

第6条 自己点検・評価に係る情報は、本学のウェブサイトへの公開等の適切な方法により、学内外に広く公表する。

I 秋田大学の現況

(1) 学部名：秋田大学 大学院 教育学研究科 教職実践専攻

(2) 所在地：秋田県秋田市手形学園町1-1

(3) 学生数及び教員数（令和4年5月1日）

学生数 教職実践専攻 22人（現職教員院生 12人、学部卒院生 10人）

教員数 教職実践専攻 専任15人（研究者教員 7人、実務家教員8人；内みなし専任1人）
兼担81人

(4) 修了者数、教員免許状取得者数及び教員就職者数（令和4年度）

修了者数 教職実践専攻 17人

教員免許状（専修・一種・二種免許状）取得者実数 教職実践専攻 17人

研究科	専攻	卒業 者数	教育免許状取得者数																			
			実 人 数	合 計	幼稚園			小学校			中学校			高等学校			特別支援学校			延べ人数		
					専 修	一 種	二 種	専 修	一 種	二 種	専 修	一 種	二 種	専 修	一 種	二 種	専 修	一 種	二 種	専 修	一 種	二 種
教育学 研究科	教職実践 専攻	17	17	17	0	0	0	12	0	0	11	0	0	11	0	0	4	2	0	38	2	0

教員就職者数 教育文化学部 5人（学部卒院生のみ）

研究科	専攻	教員 就職 者数	採用 区分	教員就職者数														
				認定こども園		幼稚園		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合計		
				県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	
教育学 研究科	教職実践 専攻	5	正	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0
			他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1

正 … 正規に教員として採用された者（期限を定めない常勤採用）

他 … それ以外で育児休業、病休、産休教員の代替教員、その他期限付きの教員として採用された者（臨時的任用、
期限付き任用及び非常勤講師）

(5) 令和4年度 取得できる教員免許状一覧

学部	課程・学科	免許状の種類	免許教科・領域
教育学研究科	教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語，数学，理科，音楽，美術， 保健体育，家庭，技術，英語
		高等学校教諭専修免許状	国語，数学，理科，音楽，美術， 保健体育，家庭，工業，情報，英語
		特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者

II 基準ごとの自己点検・評価

基準領域1 構成員の合意に基づく主体的な教員養成教育の取り組み

基準1-1 教員養成教育に対する理念の共有

- 「教員となり得る人材を養成する」ことを、機関の教育目標のひとつに適切に位置づけるとともに、その理念を構成員が共通理解するための手立てを講じていること

[基準に係る取り組み内容]

- 1-1-1 : 当該機関で養成しようとする教員像について構成員が共通理解している
- 1-1-2 : 当該機関の設置理念に適う教員養成教育について構成員の合意を形成している
- 1-1-3 : 「公教育の教員を養成する」という認識を構成員が共有している
- 1-1-4 : 当該機関における主要な進路のひとつとして「教職」を位置づけている

(基準の実施状況についての自己評価：A)

1) 当該評価した分析結果

- 1-1-1 : 教職大学院で目指す教員像、3つの力、3つのポリシー（アドミッション、カリキュラム、ディプロマ）についてホームページ、リーフレットに掲載し、養成しようとする教員像を構成員で共有している。また、教職大学院通信「かねのね」を年4回程度発行し、全構成員、学部学生にも配信し、共通理解を図っている。
- 1-1-2 : 教員の資質・能力の向上に寄与する事業として「あきたの教師力高度化フォーラム」を開催し、専任教員、兼任教員との連携、学部教育と大学院教育との連携・接続を図るとともに、構成員の合意を形成している。
- 1-1-3 : 社会的ニーズをふまえた教員養成教育の理念や目的について、本学部・研究科の「教員スタンダード」や秋田県教職キャリア指標に基づきながら、教職大学院の現職教員院生、学部卒院生それぞれに求められる資質・能力を決定、提示することにより、構成員が共通理解している。
- 1-1-4 : キャリア委員会教職部門と情報交換をしながら、個別、グループ、全体での指導、相談、面談を行い、授業でも教職としての実践力を養うように努め、教職へのキャリア支援を行っている。

2) 評価上で特に記述すべき点

教職大学院通信「かねのね」を発行し、全教職員、院生、学生にも配信するとともに、「あきたの教師力高度化フォーラム」を毎年開催するなど、目指す教員像を共有し、共通理解を図る取り組みを行っている（1-1-1、1-1-2）。

基準1-2 教職課程のカリキュラム編成の工夫

- 一貫性のあるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーのもとに、主体的に教員養成カリキュラムを編成していること

[基準に係る取り組み内容]

- 1-2-1 : 当該機関として適切なディプロマ・ポリシーを設定している
- 1-2-2 : 当該機関のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに一貫性がある
- 1-2-3 : 大学の教育活動と社会（外部）との積極的な関わりを構築している

(基準の実施状況についての自己評価：B)

1) 当該評価とした分析結果

- 1-2-1 : 教職大学院を修了した者が備えるべき力量を現職教員院生と学部卒院生との違いを踏まえ、ディプロマ・ポリシーとして規定し、ホームページに載せるなどして院生へ周知している。
- 1-2-2 : 3ポリシーに基づき、入学から修了までの一貫した指導に努め、アンケートや懇談会、FDなどを通じて、3ポリシーの一貫性の検証や確保、実現を図っている。

1-2-3 : 秋田県教育委員会、秋田市教育委員会など、教育界を中心として、社会の要請に応える教育の実現に取り組んでいる。そのため、カリキュラムの中に、附属学校園の公開研究協議会、オープン研、秋田県等の指導主事会議、総合教育センターの事業に参加したり、授業の中で、専門家が実践知を伝えたりする機会を多く作っている。教職高度化センターが主催するスクールリーダー研修では、教職大学院での学校マネジメントのコースの授業内容を、小中学校の管理職を目指す現職教員を対象に実施し、同時に学校マネジメントコースの院生がTAとして参加することで研修ファシリテーターとしての経験を積めるように工夫している。また、教職大学院の授業の一部を公開して、現職教員の受講を受け入れている。

2) 評価上で特に記述すべき点

秋田県教育委員会・秋田市教育委員会、公立・附属学校（園）などと連携して、様々な学びの機会を院生に提供しており、さらに、スクールリーダー研修などで院生がファシリテーターの役割を果たしたり、公立学校教員が教職大学院の授業に参加したりするなどしてともに学ぶ機会を設けている（1-2-3）。

基準 1-3 教職員の組織体制に関する工夫

○ 教員養成教育を提供するにふさわしい教職員の組織体制を整え、学生の指導にあたること

[基準に係る取り組み内容]

1-3-1 : 研究者教員と学校現場での優れた実践経験を有する教員との共同指導体制を構築している
1-3-2 : 事務系組織も含め、教職員全体で学生の学びを支援している

(基準の実施状況についての自己評価：A)

1) 当該評価とした分析結果

1-3-1 : 秋田県の教育・教育行政で長年活躍してきた実務家を専任実務家教員として6名、教職高度化センター客員教授として2名を採用し、研究者教員と協働して教育・研究に当たっている。また、専任研究者教員は、兼任教員の中から、教育実践・経営に関わる研究・指導に関わる優れた実績を持つ者を充てている。加えて、多数の公立学校教員に多くの授業に参加してもらっており、附属学校園の教員からも多大な協力を得ている。
1-3-2 : 教職高度化センターを核として、秋田県総合教育センター、秋田市教育研究所と連携しながら、学部・教職大学院の教員養成及び教員研修の高度化に取り組む体制をとっている。教員養成委員会を置き、委員長を教員養成担当の副学部長が務め、教職大学院を含めた教員養成全般の方針決定、連絡調整等を行っている。研究科の学務委員会が教職大学院及び心理教育実践専攻の運営を担当し、研究科委員会において全体の教育・研究方針が策定されている。

2) 評価上で特に記述すべき点

実務家教員として、秋田県の学校・教育行政において顕著な成果を上げてきた者を採用し、研究者教員との協働を実現しているとともに、実地指導講師などとして、指導主事、教育専門監等の実践力の高い教員を十分に活用している（1-3-1）。

基準 1-4 教職課程に対する自律的・恒常的な改善システムの構築と運用

○ 教員養成教育のあり方を恒常的に見直し、改善につなげるシステムを自律的に構築し、運用していること

[基準に係る取り組み内容]

1-4-1 : 学生の教職志向を把握し、大学院（学部）教育の改善に活かしている
1-4-2 : 当該機関の教員養成教育のあり方を恒常的に見直す体制を構築している
1-4-3 : 当該機関における教職履修者数が適正な範囲である
1-4-4 : 大学の授業の質的向上のために組織的な取り組みを展開している

(基準の実施状況についての自己評価：B)

1) 当該評価とした分析結果

1-4-1 : 専攻会議、FDにおいて院生の個別の状況を共有し、指導の方針を協議している。

1-4-2 : 教員養成担当の副学部長が委員長を務める教員養成委員会や、教職実践専攻会議が中心となり、教職大学院の教員養成に関わる検証・改善を行っている。点検評価委員会でも、毎年度、中期目標・計画期間の計画の策定、実施結果の検証を行っている。院生アンケート、院生懇談会をそれぞれ7月と12月に年2回実施し、また、修了3年時の修了生とその勤務校へのアンケート調査、訪問調査（県外の場合は電話等による調査）を7～8月に行い、その結果を専攻会議、FDで共有し、改善・充実に努めている。

1-4-3 : 教職大学院では入学定員20名で、その内訳は現職教員院生10名程度、学部卒院生10名程度を目安としている。M2は5名と少ないが（昨年の現職M1の10名は1年プログラムのため修了済み）、M1は現職院生10名、学部卒院生13名となっており、適正なものとなっている。

1-4-4 : 毎年度、「あきたの教師力向上フォーラム」を開催し、トピックとなるテーマを取り上げたシンポジウムなどを開催し、教員養成・研修に関わるFD・SDに取り組んでいる。

2) 評価上で特に記述すべき点

院生アンケート、院生との懇談会を前期と後期の年2回行い、改善に努めている。また、学校マネジメントコースの修了1年目の修了生への継続的な指導と訪問調査、全コースの修了3年目の修了生と勤務校へのアンケート調査と訪問調査を実施している（1-4-2）。

基準領域2 教職を担うべき適切な人材の確保**基準2-1 教職課程への学生の導入に関する工夫**

- 教職課程（教員養成系大学・学部にあつては教員養成課程）において教員養成教育を提供するに際して、将来的に教職を担うにふさわしい人材を対象とするべく必要な手立てを講じること。

[基準に係る取り組み内容]

- 2-1-1 : 教職を担うにふさわしい人材を集めるアドミッション・ポリシーを設定している
- 2-1-2 : 教職を担うにふさわしい学生の募集・選抜・選考等を実施している
- 2-1-3 : 教職を担うにふさわしい人材の確保について恒常的な改善に取り組んでいる

(基準の実施状況についての自己評価：B)

1) 当該評価とした分析結果

- 2-1-1 : 現職教員院生と学部卒院生との違いを踏まえてアドミッション・ポリシーを設定し、入学を希望する者に対して『求める人材像』を明確に示している。
- 2-1-2 : 教育学研究科としての説明会、教職大学院としての説明会をそれぞれ2回実施している。教職大学院の説明を専任教員だけでなく、院生も行っており、院生室等の見学も実施している。秋田県教育委員会や附属学校園からの推薦を受けた現職教員院生についてはこれまでの実践の振り返りや今後の研究の方向性について報告書や口頭試問で確認しており、学部卒院生も含めたその他の院生については、さらに、小論文や筆記試験を課して、適切に選考している。
- 2-1-3 : 学部4年生に対して6年一貫プログラムを実施し、教職大学院の共通科目の一部を入学前に履修できる制度を置き、説明会、募集、書類・面接による選考を行っている。県外も含め他学部、他大学の教職志望者への広報も行い、改善、充実を図っている。6年一貫プログラム用のリーフレットも作成して、広報、説明等に活用している。今年度は、全国の教職大学院を紹介する市販の冊子に原稿及び広告を掲載した。

2) 評価上で特に記述すべき点

教育学研究科としての年間2回の説明会にとどまらず、教職大学院独自に年2回の説明会を実施するとともに、6年一貫プログラムに関する学部学生への説明会を実施している。学部卒院生に院生生活の実際の話してもらうなどの工夫を行っている(2-1-2、2-1-3)。

基準2-2 教職課程履修生/教職志望学生への適切な支援と指導

- 教員養成教育を受けている学生に対して、その折々で適切な支援と指導を行うこと

[基準に係る取り組み内容]

- 2-2-1 : 教職志望の学生の学習ニーズ(適性・意欲およびそれに基づいた学習課題)を把握している
- 2-2-2 : 教職志望の学生に対する適切な履修指導を行っている
- 2-2-3 : 教職への適性が乏しいと判断された学生に対して適切な指導を行っている

(基準の実施状況についての自己評価：B)

1) 当該評価とした分析結果

- 2-2-1 : リフレクションや授業などを通じて、また、年2回行っているアンケートや院生懇談会を利用して学習ニーズを把握し、専攻会議で共有するとともに、課題の改善に努めている。
- 2-2-2 : 学部卒院生については、入試時点だけでなく、入学後も教職へのキャリア支援を継続的にを行っている。3つの院生室にバランスよく現職院生と学部卒院生を配置することで、現職院生が学部卒院生へのメンターの役割を果たしている。現職院生についてもそのニーズをつかんで、指導に活かしている。年度開始時の新入生ガイダンスや在校生ガイダンスでの履修指導に加え、指導教員が履修計画に関する指導や助言を行っている。また専攻会議で学生の単位の修得状況を定期的に確認しており、困難を抱える学生がいる場合は、別途面談を実施して詳しい状況を把握し、教育的配慮に基づく履修指導を行っている。

2-2-3 : 教職への適性に問題を抱える学生に対しては、指導教員や専攻長・コース長が面談を実施して詳しい状況を把握して助言を行う等、適宜指導を行っている。専攻会議やFDにおいて、現職教員院生、学部卒院生のそれぞれについて情報を交換・共有するためのカンファレンスを実施している。

2) 評価上で特に記述すべき点

現職教員院生と学部卒院生とを組み合わせた三つの院生室を職員室として機能させ、相互に学び合う関係を作りだしており、現職教員院生は学部卒院生のメンター的な役割を果たし、若手教員の育成・支援力を培うようにしている(2-2-2)。

基準領域3 教職へのキャリア・サポート**基準3-1 教職への意欲や適性の把握**

- 教員養成教育を受けている学生の意欲や適性の把握に努めるとともに、教職に向けての適切なキャリア支援を行うこと

[基準に係る取り組み内容]

- 3-1-1 : 在学中の折々に学生の教職に対する意欲を把握している
- 3-1-2 : 在学中の折々に学生の教職に対する適性を把握している
- 3-1-3 : 個々の学生のニーズの把握に基づいた適切なキャリア支援を行っている

(基準の実施状況についての自己評価：B)

1) 当該評価とした分析結果

- 3-1-1 : リフレクションや授業、指導教員による面談などを通じて、教職への意欲や適性を常時確認・把握し、専攻会議等で共有している。
- 3-1-2 : 指導教員が面談を定期的実施していることに加え、実習中の訪問指導等を通じ、院生の教職への適性を把握・診断・評価している。
- 3-1-3 : 指導教員が面談の際に助言等を行う他、キャリア委員会が主催する教員採用支援講座「スタージュ」及び教職キャリア支援室が運営する教職自主ゼミ、模擬授業フェスティバルなど、学生のニーズに応じたキャリア支援を実施している。今年度から、同窓組織である惟路の会（8月初旬に実施）において、前年度の学校マネジメントコース修了生の報告会を開催することで、1年プログラムである学校マネジメントコースの現職院生が、年度を超えた縦のつながりを作れるようにするとともに、M2学部卒院生（前年度のM1）とのつながりを再度取り結び取り組みを行った。加えて、今年度、修了後の自律的な交流を組織する試みとして、惟路の会に附属部会と教育委員会部会を設置し、交流会をそれぞれ1回開催した。

2) 評価上で特に記述すべき点

教員採用試験向けに、学部と共同で行っているスタージュや自主ゼミで、教職大学院の教員が学部卒院生に対しても丁寧な指導を行っている。その他にもリフレクションを通じた指導を行い、教職キャリアの実現に向けた支援を、すでに教員採用試験に合格した院生に対しても行っている（3-1-3）。

基準3-2 履修指導を支える組織体制やシステムの充実

- 教員養成教育を受ける学生が主体的にキャリア形成を行うべく、必要な組織体制やシステムを整えること

[基準に係る取り組み内容]

- 3-2-1 : 教職入職に関する各種の情報を適切に提供している
- 3-2-2 : 教員養成教育の成果の検証を踏まえた改善システムを構築している
- 3-2-3 : 教員免許状の取得や教員採用試験合格のみをゴールとしない、多様なキャリア支援に取り組んでいる
- 3-2-4 : 在学中のメンタル・サポートの体制を整えている

(基準の実施状況についての自己評価：A)

1) 当該評価とした分析結果

- 3-2-1 : リフレクションや指導教員による面談に加え、キャリア委員会教職部門の活動である「スタージュ」「教職自主ゼミ」などを通じて、教員就職に関する情報を適切に提供するとともに、院生が主体的にキャリア形成を図れるような学びの機会を設定している。
- 3-2-2 : 全学の教職課程・キャリア支援センターが作成し、2023年度より実施している自己点検・評価シートに基づき、毎年度自己点検・評価を行い、教職大学院部会で検討・協議することにより、次年度の改善に活かす体制を構築している。
- 3-2-3 : 教職大学院は教職を目指す院生を対象とした専門職大学院であり、免許取得、教採合格の

先にある総合的な実践力の構築、充実した教職キャリアの実現に取り組み、学び続ける教師としての資質・能力を高めることに主眼を置いた指導・支援を行っている。

3-2-4 : 在学中の学生のヘルスケアやメンタルサポート等のために、指導教員が学生サポートルーム、保健管理センターと連携する体制を整え、学生に周知している。

2) 評価上で特に記述すべき点

教職大学院部会、省察実習専門部会を通じた検証に加えて、全学の教職課程・キャリア支援センターと核とした教職課程の自己点検・評価の枠組みも活用して、教職大学院の適正な運営、改善に取り組んでいる(3-2-2)。

基準領域4 大学教育の一環としての教員養成カリキュラムの運営**基準4-1 大学としての自律性とスタッフ・教育課程の充実**

- 大学としてふさわしい自律性を持ってカリキュラムを構成し、その中に教員養成教育を適切に位置づけること

[基準に係る取り組み内容]

- 4-1-1 : 大学としてふさわしい自律的な運営体制を構築している
- 4-1-2 : 幅広い教養教育をベースとした専門性の高いカリキュラムを提供している
- 4-1-3 : 教員の研究成果と教育内容とを有機的に関連させている
- 4-1-4 : 当該機関の設置理念・目的を構成員が共有している

(基準の実施状況についての自己評価：B)

1) 当該評価とした分析結果

- 4-1-1 : 教育文化学部では教育研究カウンスル、運営カウンスルを設けており、カウンスルの外部委員として、秋田県教育次長、秋田市教育次長が参加し、教職大学院に関連する事項も協議している。本学部教員養成担当副学部長と、両次長を構成員とする教師力向上協議会に教職大学院部会、その下に省察・実習専門部会を置いて、秋田県・秋田市の教育行政、学校関係者と教職大学院の教育課程や、省察・実習のあり方について協議を行う体制を構築している。
- 4-1-2 : 共通科目により、5領域に関わる幅広い専門教養を身につけ、さらにコースの専門を深めるカリキュラム構成を取っている。また、コース横断型科目により、様々な実地体験、交流体験を積めるようにしており、学んだことを実践の場で応用するといった理論と実践の往還ができるように専門性の高いカリキュラムを整えている。
- 4-1-3 : 学術研究に裏打ちされた教育を行うことが教員養成において重要であるという合意に基づき、個々の教員が自らの研究成果を授業内容に反映させている。
- 4-1-4 : FDやフォーラムを通じて、教職大学院の設置理念や目的について構成員が共有し理解を深めている。

2) 評価上で特に記述すべき点

教職実践専攻では毎月定例的にコース長会議、専攻会議を開催し、協議を行っている。毎月の学務委員会、研究科委員会では兼任教員も含めて、教職大学院も含めた研究科に関わる協議を行っている。教育研究・運営カウンスル、教職大学院部会、省察実習専門部会では秋田県教育委員会・秋田市教育委員会からの委員の参加を得て、教職大学院の改善に努めている(4-1-1)。

基準4-2 教員養成教育のカリキュラムにおいて、学生自らが創造的に課題を発見し、解決する主体的な学びを構築するような方策を講じること

- 教員養成教育のカリキュラムにおいて、学生自らが創造的に課題を発見し、解決する主体的な学びを構築するような方策を講じること

[基準に係る取り組み内容]

- 4-2-1 : 学生自身による課題発見・課題解決型の学習を促す工夫に取り組んでいる
- 4-2-2 : 学生間の協同による課題発見力・課題解決力や合意形成力を育成する場を設定している
- 4-2-3 : 学生の研究志向を育むカリキュラムを提供している

(基準の実施状況についての自己評価：A)

1) 当該評価とした分析結果

- 4-2-1 : すべての授業で、院生参加型の教育方法が取られており、学校現場が抱えている課題の発見・解決に取り組む学習を行っている。
- 4-2-2 : 独自の指導案づくり、模擬授業の実施などに現職教員院生、学部卒院生がチームとなって取り組むことで、実践知の継承、発展が促されるように工夫している。みなし専任として附属特別支援学校の主幹教諭をみなし専任の実務家教員の客員准教授として発令し、附属特別支援学校での実習とともに、特別支援教育関係の科目を分担する体制を取ってきたが、今年度から

新たに附属小学校の主幹教諭を非常勤講師とし、附属小学校での実習やリフレクションを担当してもらい、附属小学校でのグループでの振り返りなどを充実させた。さらに、今年度、附属小学校では若手教員を中心とした研究組織を立ち上げ、希望する学部卒院生が参加することで、若手の新たな力量形成のシステムを試行した。

- 4-2-3 : 理論と実践の往還を図り、学生の研究力と実践力を並行的、交差的に高めることを、教職経営・実践プロジェクト、教職実践インターンシップ、及び教職実践リフレクションで重視している。1年次、2年次も同様に、年度当初、中間段階、年度終わり（M1はポスター発表、M2は研究発表）の発表協議の場を設けている。院生は年度当初のガイダンスの後速やかに研究倫理教育を受講し、研究倫理に基づいた研究を行っている。

2) 評価上で特に記述すべき点

授業科目の中で、秋田型の探究授業を学ぶため、現職院生と学卒院生がチームとなって授業研究、模擬授業に取り組む活動を行っている。また、附属学校における実習指導を充実させるために附属小学校の主幹教諭を非常勤講師として発令し、グループでのリフレクションを実施した（4-2-2）。

基準領域5 子どもの教育課題と大学教育との関連づけ**基準5-1 学校現場への理解と教育実習の充実**

- 学校現場についての理解を醸成するとともに、その理解に基づく適切な実習プログラムを設定し、運用すること

[基準に係る取り組み内容]

- 5-1-1：公教育システムと学校についての広い視野を醸成する機会を提供する
- 5-1-2：教育の実際場面に学生がふれる機会を設定する
- 5-1-3：取得する教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成する

(基準の実施状況についての自己評価：A)

1) 当該評価とした分析結果

- 5-1-1：共通科目を中心として、公教育システム、学校についての幅広い視野を醸成する機会を提供しており、全国及び秋田県の教育・学校をめぐる課題を幅広く整理し、検討・協議する場を持つようにしている。
- 5-1-2：ほぼすべての科目で、教育の実際場面に触れる機会を設定しており、附属学校園の公開研究協議会への参加、小中連携学校への訪問観察を組み込んでいる科目もある。コース横断型科目である「課題実地研究」でも、秋田県内の学校、教育委員会を訪問し、協議するとともに、地域の教育資源の観察調査を行っている。
- 5-1-3：所有する教員免許状の学校種や教科・領域に応じて、適切な指導教員を配置し、研究テーマを立て、先行研究、先行事例を踏まえて、実習での研究授業等を実践研究報告書の作成へと結びつけるように工夫している。その際、実習先の連携協力校の学校・教育課題、実習指導教員の協力を得ながら実施している。特に、学校マネジメントにおける実習は、勤務校である連携協力校の全構成員を巻き込んで、学校改革・改善に結びつけることを目指して実施している。

2) 評価上で特に記述すべき点

毎年度「課題実地研究」として県内の先進地域を訪問し、学校見学や教育長・校長等からの講話・協議の機会を持つとともに、地域の教育資源等に触れる機会を持っている(5-1-2)。

基準5-2 体験の省察・構造化の充実に関する工夫

- 教員養成教育の中に様々な体験活動を適切に位置づけるとともに、あわせてその体験を省察し、構造化する機会を提供すること

[基準に係る取り組み内容]

- 5-2-1：様々な体験活動とその省察による往還の機会を提供する
- 5-2-2：様々な発達段階に関する教育実践的な情報を提供する

(基準の実施状況についての自己評価：A)

1) 当該評価とした分析結果

- 5-2-1：大学での授業と実習や学外での体験活動との関係を、大学教員と学生間で省察し意味づける機会として個別、グループ、全体でのリフレクションを設定している。4月、5月に全体での実習ガイダンス及び「今年度の研究計画及び実習計画」の発表会、7月下旬の「前期実習振り返り・後期実習に向けて」、9月下旬に「今年度の研究計画・中間報告」の発表会、12月上旬の「実習の振り返り・今後の計画」の発表会、2月16・17日のフォーラムでは研究成果及びポスター発表を行った。
- 5-2-2：附属学校の公開研究協議会やオープン研修会に加え、県内公立校の研究会や総合教育センターの研究発表会等の情報を提供したり、教員とともに院生が参加したりしている。2月中旬のフォーラムでは、「ポストコロナの今、学力と公教育を考える」と題した講演(大阪大学大学院人間科学研究科志水宏吉教授)及び「探究する子どもを育てるために必要なこと『学力』のその先へ」と題したシンポジウムを県教育次長、教育専門監、本教職大学院教員をシンポジストとして開催し、院生が参加するとともに、運営にも携わった。フォーラムでは秋田

県総合教育センターとの連携事業として、センター研修員による研究成果発表も行われた。

2) 評価上で特に記述すべき点

あきたの教師力高度化フォーラムで院生の教育実践研究の成果を発表するとともに、現代的教育課題に関するフォーラムや、秋田県総合教育センターとの共同の取り組みの成果発表も行っており、院生にとって多様な研究交流の機会となっている(5-2-2)。

基準5-3 教育関連諸機関との連携・協力体制の構築と充実

- 教員養成教育を提供するに際し、教育関係の諸機関と適切な連携・協力体制を構築し、それを恒常的に改善していること

[基準に係る取り組み内容]

5-3-1 : 教育委員会や学校と大学との組織的な連携協力体制を構築している

5-3-2 : 当該機関の教員養成教育に適う学校現場等での優れた実践経験を有する者を招聘・採用している

(基準の実施状況についての自己評価：A)

1) 当該評価とした分析結果

5-3-1 : 教師力向上協議会の下に教職大学院部会、その下に省察・実習専門部会を置き、秋田県教育委員会、秋田市教育委員会、校長会、連携協力校等と教職大学院の間に適切な連携協力体制を構築している。教職大学院部会は年に2回、省察・実習専門部会は3回開催し、教育課程、実習を含めて、幅広く教職大学院のあり方について協議している。毎年度末、修了生の報告書テーマを記載し、報告書を閲覧できるURLを、連携協力校、市町村教委に広報するとともに、3年に1回程度をめぐり、県内の全市町村教育委員会に対して教職大学院に関するニーズ調査を行っている(2022年度末に実施)。

5-3-2 : 教育委員会との連携により、学校現場等での優れた実践経験を有する者を、実務家教員、非常勤教員、客員教員、実地指導講師等として招聘して、専門的・理論的な科目と実践的な科目を往還して学べる機会を院生に提供している。

2) 評価上で特に記述すべき点

教職大学院部会、省察・実習専門部会を通じて、またアンケートなどを通じて教育委員会や学校のニーズを踏まえた教職大学院の改善に取り組んでいる(5-3-1)。